

新最終処分場長期包括運營業務委託

要求水準書

令和 2 年 7 月

菊池環境保全組合

《目 次》

第1章 総則	1
第1節 事業概要.....	1
第2節 計画主要目.....	4
第3節 一般事項.....	12
第4節 事業条件.....	17
第2章 運営管理体制	19
第1節 組織計画.....	19
第2節 業務実施体制.....	19
第3節 有資格者の配置.....	19
第4節 総括責任者の職務.....	20
第5節 連絡体制.....	20
第3章 運転管理業務	21
第1節 本件施設の運転管理.....	21
第2節 受付・搬入管理業務.....	21
第3節 運転管理業務（埋立地・浸出水処理施設）.....	22
第4節 運転管理業務（埋立地）.....	22
第5節 運転管理業務（浸出水処理施設）.....	24
第6節 焼却灰及び飛灰処理物運搬業務.....	27
第4章 維持管理業務	30
第1節 本件施設の維持管理業務.....	30
第2節 点検・検査、補修及び設備更新計画.....	30
第3節 点検・検査実施計画の作成.....	30
第4節 点検・検査の実施.....	31
第5節 補修実施計画の作成.....	31
第6節 補修の実施.....	31
第7節 設備更新実施計画の作成.....	32
第8節 設備更新の実施.....	32
第9節 建築物の保全.....	33
第10節 改良保全.....	33
第11節 清掃.....	33
第12節 維持管理マニュアルの作成.....	34
第13節 精密機能調査.....	34
第14節 長寿命化総合計画の作成及び実施.....	34
第5章 測定管理業務	35
第1節 本件施設の測定管理業務.....	35

第2節 環境管理基準.....	35
第3節 測定管理マニュアルの作成.....	35
第6章 安全衛生管理業務.....	36
第1節 安全衛生の確保.....	36
第2節 作業環境管理基準.....	36
第3節 作業環境管理計画の作成.....	36
第4節 労働安全衛生・作業環境管理.....	36
第7章 防災管理業務.....	38
第1節 本件施設の防災管理業務.....	38
第2節 二次災害の防止.....	38
第3節 緊急対応マニュアルの作成.....	38
第4節 自主防災組織の整備.....	38
第5節 防災訓練の実施.....	38
第6節 事故報告書の作成.....	38
第8章 関連業務.....	39
第1節 本件施設の関連業務.....	39
第2節 植栽管理.....	39
第3節 施設警備・防犯.....	39
第4節 見学者対応.....	39
第5節 周辺住民対応.....	40
第6節 防火管理.....	40
第9章 情報管理業務.....	41
第1節 本件施設の情報管理業務.....	41
第2節 運転管理報告.....	41
第3節 点検・検査報告.....	41
第4節 補修・更新報告.....	41
第5節 測定管理報告.....	41
第6節 作業環境管理報告.....	41
第7節 防災管理報告.....	42
第8節 清掃管理報告.....	42
第9節 業務完了報告.....	42
第10節 事業継続計画.....	42
第11節 貸与品管理.....	42
第12節 施設情報管理報告書.....	42
第13節 その他管理記録報告.....	43

【添付資料リスト】

- 添付資料 1 新最終処分場用地境界
- 添付資料 2 業務範囲
- 添付資料 3 搬入量及び運搬量の見込み（参考）
- 添付資料 4 基本処理フロー
- 添付資料 5 消耗品及び予備品リスト
- 添付資料 6 土木・建築設備に係る補修リスト
- 添付資料 7 測定位置及び測定項目等の詳細

用語の定義

新最終処分場長期包括運營業務委託要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

組合	: 菊池環境保全組合をいう。
事業者	: 本事業の受託者をいう。
事業実施場所	: 本事業を実施する場所をいう。
新最終処分場	: 組合が合志市幾久富に建設している新たな埋立処分場をいう。
関連施設	: 新最終処分場以外の施設・設備であって、①門・囲障設備、②駐車場・駐輪場、③外構設備、④植栽、⑤構内道路、⑥外灯、⑦上下流観測井戸等の事業地内の施設・設備とする。
本件施設	: 新最終処分場及び関連施設を総称していう。
新環境工場（ごみ処理施設）	: 組合が合志市幾久富に建設している新たにごみ処理施設をいう。
再資源化工場	: 菊池環境保全組合立環境美化センター再資源化工場をいう。
楽善埋立処分場	: 菊池環境保全組合立環境美化センター楽善埋立処分場をいう。
環境美化センター	: 再資源化工場、楽善埋立処分場及び事務局施設を総称していう。
本事業	: 本件施設の要求性能を発揮させ、効率的かつ総合的、一体的な運営管理を行うことを目的として実施する新最終処分場長期包括運營業務委託をいう。
要求性能	: 施設竣工時点において、次の図書において示されるものである。 <ul style="list-style-type: none">・実施設計図書・施設完成図（竣工図・竣工図取扱説明書）
運営管理	: 運転管理と維持管理（点検・検査、補修及び設備更新を含む。）をいう。

- 事業条件 : 本事業を実施するための条件であり、「第1章 第4節 1. 事業条件」に記載した書類・図書に記載された条件をいう。
- 搬入対象物 : 構成市町から排出される一般廃棄物のうち、本件施設で受け入れるごみを総称していう。
- 構成市町 : 菊池市、合志市、大津町、菊陽町をいう。
- 委託料 : 本事業の実施に当たって事業者に対し、組合が支払う対価をいう。
- 不可抗力 : 暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、組合又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

第1章 総則

新最終処分場長期包括運營業務委託要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、本件施設の運営管理において、本件施設の性能を発揮させ、その安全性を確保しつつ、効率的かつ安定的に本件施設の総合的な一体運営を行うことを目的として、本事業を実施するにあたり適用する。

本要求水準書は、本事業に関し、本件施設の運營業務について組合が要求する最低限の水準を示すものである。

第1節 事業概要

1. 基本方針

事業者は本事業の実施にあたっては、以下の基本方針を遵守すること。

- 1) 適切な維持管理により本件施設の要求性能を発揮させ、適正に廃棄物の処理を行うこと。
- 2) 環境への負荷軽減を考慮するとともに周辺地域に対して十分な配慮を行うこと。
- 3) 本件施設の安全性・安定性を確保するとともに経済性、早期安定化及び早期廃止を考慮し、効率的な運營業務を行うこと。
- 4) 災害時においても、組合と協力して迅速に対応すること。

2. 基本事項

1) 事業名称

新最終処分場長期包括運營業務委託

2) 施設規模

【埋立地】埋立容量：埋立廃棄物 約 13 万 m^3

埋立面積：約 1 万 m^2

【浸出水処理施設】水処理能力：25 m^3 /日

3) 建設場所

熊本県合志市幾久富地区

4) 敷地

本事業における敷地は、添付資料 1「新最終処分場用地境界」の赤線で示す範囲である。

なお、敷地面積は、以下に示すとおりである。

【新最終処分場敷地面積】 約 3 万 m^2

3. 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、本件施設に関する以下の業務とする。また、業務範囲の概要を図 1-1 に示すとともに、業務範囲の詳細を添付資料 2「業務範囲」に示す。

- 1) 運転管理業務
- 2) 維持管理業務
- 3) 測定管理業務
- 4) 安全衛生管理業務
- 5) 防災管理業務
- 6) 関連業務
- 7) 情報管理業務

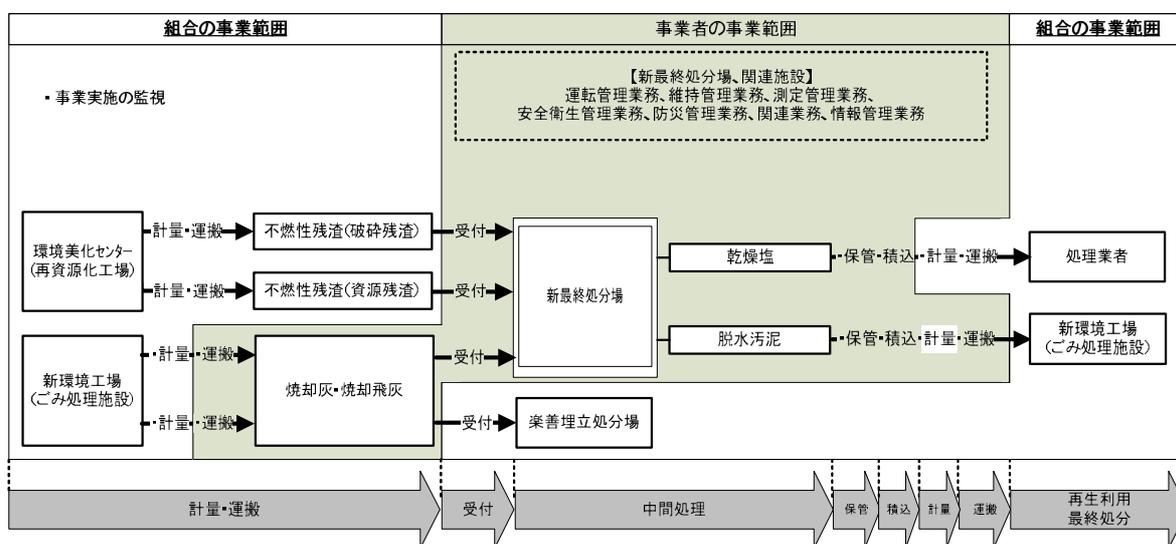


図 1-1 業務範囲の概要

4. 本件施設の概要

本事業の対象となる本件施設の概要は、表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 新最終処分場の概要

施設名称	概 要	
埋立地	①埋立容積	約 13 万 m ³
	②埋立面積	約 1 万 m ²
	③埋立期間	約 20 年間
	④埋立構造	準好気性埋立構造
	⑤埋立方式	サンドイッチ方式及びセル方式
	⑥埋立廃棄物	焼却灰、飛灰処理物、不燃性残渣（破碎残渣、資源残渣）
	⑦処分場型式	クローズド型処分場（浸出水循環無放流）
	⑧建築面積	約 11,164 m ² （延床面積 約 11,195 m ² ）
浸出水処理施設	①処理能力	25 m ³ /日（浸出水調整槽 250 m ³ ）
	②処理方式	[汚水処理] 流入調整→凝集沈殿処理（Ca 除去）→生物処理 →凝集膜→高度処理（活性炭→キレート吸着） →脱塩処理→消毒→（埋立地内散水） [塩 処 理] 蒸発固化処理→場外搬出 [汚泥処理] 汚泥貯留→脱水→新環境工場（ごみ処理施設）
	③散水設備	約 31 m ³ /日
	④建築面積	約 935m ² （延床面積 約 1,292m ² ）
その他 関連施設等	①門・囲障設備、②駐車場・駐輪場、③外構設備、④植栽、⑤構内道路、 ⑥外灯、⑦上下流観測井戸 等	

5. 事業期間

本事業における事業期間は、次のとおりである。ただし、事業者は組合が本件施設を本事業終了後も使用する計画であることを前提として運營業務を行うものとする。

1) 運営準備期間

契約締結から令和 4 年 3 月 31 日とする。

2) 運営期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

第2節 計画主要目

1. 搬入対象物・搬出物

本事業における搬入対象物及び搬出物は、表 1-2 のとおりである。また、搬入物及び搬出物等の内容及び業務分担は、表 1-3 のとおりである。

表 1-2 搬入対象物及び搬出物

	種類	内容
搬入対象物	焼却灰・飛灰処理物	新環境工場（ごみ処理施設）から搬出される焼却灰及び飛灰処理物
	不燃性残渣 （破碎残渣、資源残渣）	環境美化センター（再資源化工場）から排出される不燃性残渣（破碎残渣及び資源残渣）
搬出物	汚泥	浸出水処理施設から回収される汚泥※
	副生成物（塩）	浸出水処理施設・脱塩処理設備で生成される乾燥塩

※汚泥は脱水後、新環境工場において焼却

表 1-3 搬入対象物・搬出物等の内容及び業務分担

種類		保管	積込	計量	運搬	処理	内容
搬入対象物・搬出物等	焼却灰・飛灰処理物	●	●	●	◇	◇ ●	新環境工場（ごみ処理施設）から排出される焼却灰及び飛灰処理物を新最終処分場と楽善埋立処分場まで運搬する。また、新最終処分場において埋立を行う。 ※楽善埋立処分場での埋立作業は組合の所掌である。
	不燃性残渣（破碎残渣）	●	●	●	●	◇	環境美化センター（再資源化工場）から排出される直径 3cm 以下の不燃性残渣（破碎残渣）を新最終処分場にて埋立を行う。 ※新最終処分場までの運搬は組合の所掌である。
	不燃性残渣（資源残渣）	●	●	●	●	◇	環境美化センター（再資源化工場）から排出される不燃性残渣（資源残渣）を新最終処分場にて埋立を行う。 ※新最終処分場までの運搬は組合の所掌である。
	汚泥	◇	◇	●	◇	●	新最終処分場の浸出水処理施設から回収される汚泥を脱水処理後、新環境工場（ごみ処理施設）まで運搬する。
	副生成物（塩）	◇	◇	●	●	●	浸出水処理施設・脱塩処理設備で生成される乾燥塩を保管し、組合に引渡す。

※●：組合の業務、◇：事業者の業務

2. 計画処理量

1) 計画埋立処分量

本件施設の計画埋立処分量は表 1-4 に示すとおりである。

表 1-4 計画埋立処分量

埋立対象物		重量	容量	
焼却残渣	燃やすごみ		116,151t	82,965m ³
	可燃性粗大ごみ		1,154t	825m ³
	可燃残渣	不燃・粗大ごみ等	498t	356m ³
		資源物等	1,641t	1,172m ³
		し渣	110t	79m ³
選別残渣	不燃残渣	不燃・粗大ごみ等	7,870t	6,558m ³
		資源物等	8,607t	7,173m ³
廃棄物量計		136,032t	99,127m ^{3*}	
覆土		45,344t	30,229m ³	
合計（廃棄物+覆土）		181,376t	129,357m ^{3*} (約13万m ³)	

※一般廃棄物処理施設設置届出書における埋立容量130,538 m³は、埋立地の施設形状に基づいて埋立容量を算出したものであり、本表の数値とは異なる。

※小数点以下の端数処理の関係上、合計が一致しない。

2) 計画年間処理量

本件施設の計画年間処理量は表 1-5 及び表 1-6 に示すとおりである。なお、近年搬入量実績及び搬入量の見込みは、添付資料3「搬入量及び運搬量の見込み（参考）」に示すとおりである。

令和4年度から令和12年度の9年間は楽善埋立処分場と新最終処分場の2施設体制、令和13年度は新最終処分場の1施設体制となることを想定している。なお、令和4年度から令和12年度における計画年間処理量は、楽善埋立処分場と新最終処分場に概ね同量となるよう搬入することを基本とするが、運営期間中の搬入状況に応じて両施設への搬入量割合を変更する可能性があるため、その場合には組合の指示に基づいて柔軟に対応すること。

表 1-5 計画年間処理量（令和4年度～令和12年度）

搬入対象物	計画年間処理量 (t/年)
焼却残渣	2,910
不燃性破碎残渣	187
不燃性資源残渣	207
合計	3,304

※令和4年度～令和12年度の計画搬入量の平均値である。

表 1-6 計画年間処理量（令和 13 年度）

搬入対象物	計画年間処理量（t/年）
焼却残渣	6,003
不燃性破碎残渣	395
不燃性資源残渣	432
合 計	6,831

※小数点以下の端数処理の関係上、合計が一致しない。

※令和 13 年度の計画搬入量である。

3) 計画年間運搬量

焼却灰及び飛灰処理物の計画年間運搬量は表 1-7 及び表 1-8 に示すとおりである。なお、運搬量の見込みは、添付資料 3「搬入量及び運搬量の見込み（参考）」に示すとおりである。

表 1-7 計画年間運搬量（令和 4 年度～令和 12 年度）

対象物	運搬先	計画年間運搬量（t/年）
焼却残渣	新最終処分場	2,910
	楽善埋立処分場	2,910
合 計		5,821

※小数点以下の端数処理の関係上、合計が一致しない。

※令和 4 年度～令和 12 年度の計画運搬量の平均値である。

表 1-8 計画年間運搬量（令和 13 年度）

対象物	運搬先	計画年間運搬量（t/年）
焼却残渣	新最終処分場	6,003
合 計		6,003

※令和 13 年度の計画運搬量である。

4) 浸出水処理量・散水量

浸出水処理量 25m³/日

散 水 量 約 31m³/日

5) 汚泥発生量

汚泥発生量 0.81m³/日（設計値）

6) 副生成物（塩）発生量

乾燥塩量 752kg/日（設計値）

3. 計画流入水質及び計画処理水質

本件施設の計画流入水質及び計画処理水質は表 1-9 のとおりである。

表 1-9 計画流入水質及び計画処理水質

項目	単位	計画流入水質	計画処理水質
水素イオン濃度 (pH)	—	7~10	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	100	20
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	150	20
浮遊物質 (SS)	mg/L	200	10
全窒素 (T-N)	mg/L	100	20
塩化物イオン (Cl ⁻)	mg/L	15,000	200
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	mg/L	2,500	100
ダイオキシン類 (DXNs)	pg-TEQ/L	20	10
その他	—	—	排水基準値 [※] 以下 (表 1-10 参照)

※排水基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

表 1-10 排水基準値[※]

項目	単位	排水基準値
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
有機リン化合物	mg/L	1
六価クロム化合物	mg/L	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1
シアン化合物	mg/L	1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02
1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4

項目	単位	排水基準値
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	3
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
1・4-ジオキサン	mg/L	0.5
ほう素及びその化合物	mg/L	50
ふっ素及びその化合物	mg/L	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm ³	3,000
リン含有量	mg/L	8

※排水基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

4. 処理生成物（塩）の基準

浸出水処理施設の脱塩設備で蒸発固化処理後の乾燥塩（副生成塩）の活用先の一つとして「(株)熊本蛋白ミール公社」を考えている。生成塩の性状や搬出形態等について公社の受入基準に配慮すること。また、前述以外の受入先があれば、受入先の受入基準に応じたものとする。

5. 基本処理フロー

浸出水処理施設の基本処理フローを添付資料4「基本処理フロー」に示す。

6. 公害防止基準

本事業に係る公害防止基準は、次のとおりである。

1) 騒音

本件施設から発生する騒音については、新最終処分場用地境界において次に示す基準値を遵守すること。

表 1-11 騒音基準

朝	昼間	朝夕	夜間
6:00~8:00	8:00~19:00	19:00~22:00	22:00~6:00
60dB 以下	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下

2) 振動

本件施設から発生する振動については、新最終処分場用地境界において次に示す基準値を遵守すること。

表 1-12 振動基準

昼間	夜間
8:00~19:00	19:00~8:00
65dB 以下	60dB 以下

3) 悪臭

本件施設から発生する悪臭については、新最終処分場用地境界において次に示す基準値を遵守すること。

表 1-13 悪臭基準

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

4) 排水

本件施設から発生するプラント系排水、生活系排水ともに場内再利用とし、場外へ排水しないものとする。プラント系排水は場内再利用、生活系排水は新環境工場（ごみ処理施設）に設置する浄化槽へ排水することとする。

5) 地下水水質

周縁地下水については、上下流観測井戸2箇所及び地下水ピットにおいて次に示す基準値を遵守すること。

表 1-14 地下水水質基準

項目	単位	地下水基準値※
カドミウム	mg/L	0.003
全シアン	mg/L	不検出
鉛	mg/L	0.01
六価クロム	mg/L	0.05
ヒ素	mg/L	0.01
総水銀	mg/L	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01
ジクロロメタン	mg/L	0.02
四塩化炭素	mg/L	0.002
1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.004
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1
1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	1
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.006
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002
チウラム	mg/L	0.006
シマジン	mg/L	0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.02
ベンゼン	mg/L	0.01
セレン	mg/L	0.01
1・4-ジオキサン	mg/L	0.05
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1
電気伝導率	mS/m	—
塩化物イオン	mg/L	—
過マンガン酸カリウム消費量 (CODMn)	mg/L	—

※地下水基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令

7. 用役使用条件

用役費用に関しては、令和4年4月分の請求から令和14年3月分の請求までを事業者の負担とし、それ以降の分については組合の負担とする。ただし、電気、上水については基本料金及び従量料金は組合の負担とし、ごみ処理施設からの取合い点に設置したメータにより使用量を月間業務報告書において組合に報告すること。また、電話について供給会社との契約は事業者が行うこと。

1) 電気

電気は、ごみ処理施設から引き込み。(取合い点には、最終処分場で使用する電力量が把握できるメータが設置)

高压電力 B 6,600V

必要電力 300kW

2) 用水

メータ口径 25A

用水は、井水（ごみ処理施設側で設置する井水受水槽より分岐を予定）から受水し、施設内で、必要分貯留・簡易処理したうえで使用する。なお、埋立地散水に必要な用水は処理水を循環利用し、不足がある場合は井水を利用するものとする。

3) 上水（生活用水）

メータ口径 25A

浸出水処理施設にて生活用水として利用するため、上水管をごみ処理施設から引き込み。(取合い点には、最終処分場で使用する水量が把握できるメータ等が設置)

4) 排水

雨水排水は、場内排水溝にて集水し、雨水調整池を経て河川へ排水する。生活排水は、ごみ処理施設の浄化槽へ排水。(取合い点はごみ処理施設設置浄化槽の流入ます)

5) 電話・通信

1回線（光ケーブル）を利用可能

第3節 一般事項

1. 本要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件について、事業期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

事業者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。関係法令等の例を表 1-15 に示す。

表 1-15 関係法令等例示（参考）

<ul style="list-style-type: none"> ●環境基本法 ●循環型社会形成推進基本法 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ●エネルギーの使用の合理化に関する法律 ●大気汚染防止法 ●水質汚濁防止法 ●騒音規制法 ●振動規制法 ●悪臭防止法 ●ダイオキシン類対策特別措置法 ●土壌汚染対策法 ●都市計画法 ●森林法 ●河川法 ●宅地造成等規制法 ●道路法 ●農地法 ●建設業法 ●建築士法 ●建築基準法 ●消防法 ●航空法 ●労働基準法 ●計量法 ●電波法 ●有線電気通信法 ●高圧ガス保安法 ●電気事業法 ●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ●水道法 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生法 ●景観法 ●駐車場法 ●道路構造令 ●クレーン構造規格 ●内線規程 ●日本工業規格 (JIS) ●電気規格調査会標準規格 (JEC) ●日本電機工業会標準規格 (JEM) ●日本電線工業会標準規格 (JCS) ●日本照明器具工業会規格 (JIL) ●日本油圧工業会規格 (JOHS) ●日本農林規格 (JAS) ●廃棄物最終処分場性能指針 ●国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編） ●廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 ●国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ●熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例 ●合志市自治基本条例 その他諸法令、規格等 ●熊本県建築基準条例 ●合志市自治基本条例 その他諸法令、規格等
---	---

3. 環境影響評価書の遵守

事業者は、事業期間中、本事業に係わる環境影響評価書を遵守すること。また、組合が実施する調査又は事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

4. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は、事業期間中、組合が毎年度定める「菊池環境保全組合一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 官公署等の指導等

事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本件施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は事業契約書に定める。

6. 官公署等申請への協力

事業者は、組合が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、事業者が行う運営・維持管

理に係る申請に関しては、事業者の責任により行うこと。

7. 官公署等への報告等

事業者は、組合が行う運営管理等に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出すること。資料の作成に必要な関連費用（官公署への申請等の書類作成・提出に要する費用、説明支援に要する費用等）は全て事業者が負担すること。なお、運営管理に係る申請等に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。

8. 組合及び所管官庁への報告・協力

事業者は、本件施設の運営管理に関して、組合及び所管官庁が報告、記録、資料提供等を要求又は指示する場合は、速やかに対応すること。

9. 組合他施設等との連携

事業者は、組合他施設等との間で廃棄物等の搬入・搬出量の調整を行う場合は協力すること。

10. 組合の検査等

組合が事業者の運転や設備の点検等を含む運営管理等全般に対する立入検査等を行う時は、事業者は、その検査・監査等に全面的に協力し、組合が要求する資料等を速やかに提出すること。

11. 急病等への対応

- 1) 事業者は、本件施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- 2) 事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。

12. 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力すること。なお、その処理処分に伴う費用については、協議により別途定める。

13. 個人情報の保護

- 1) 事業者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、本事業によって知り得た個人情報は適切に管理すること。
- 2) 事業者は、個人情報の管理にあたり、個人情報保護マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

14. 保険

事業者は本件施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。

なお、組合は、本件施設の所有者として、災害等による施設の損害を担保する目的で一般財団法人全国自治協会公有物災害共済を付保する予定である。

15. 地域振興

事業の実施に当たって、地元及び経験者の採用に配慮すること。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業等を活用するよう努めること。

16. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（建設省経構発第2号平成3年2月5日）、熊本県下請契約報告事務取扱要領（令和2年3月31日監第949号改正）の趣旨を十分に理解し、関係事業者との適切な関係を築くこと。

17. 本件施設の性能維持

事業者は、事業開始時点で本件施設が発揮している性能（以下「要求性能」という。）を事業期間中に維持すること。

事業開始時点の要求性能は、施設竣工時点において、次の図書において示されるものである。ただし、事業者は運営準備期間中に、自らの費用と責任により、本件施設において要求性能が発揮されているか否かを確認することが出来る。確認の結果、要求性能が発揮されていないと判断した場合、要求性能について運営準備期間中、組合と協議を行うことが出来る。

- ・「実施設計図書」
- ・「施設完成図」（竣工図・竣工図取扱説明書）

18. マニュアル及び計画書の作成

本事業遂行において、事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル及び計画書については、組合との協議により作成すること。なお、組合との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに組合の承諾を得ること。

19. 作成書類・提出書類

事業者は、本事業の実施に際し、本要求水準書に規定される各業務（第3章から第9章の各業務）について、自らの提案に基づき、必要な事項を記載した事業実施計画書を事業開始前（運営準備期間内）に組合に提出し、組合の承諾を受けること。

なお、提出する事項等について表 1-16 に例を示すが、その内容については組合と協議し、決定すること。

表 1-16 事業実施計画書の構成（参考）

<p>①運営管理体制実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●業務実施体制表
<p>②運転管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●月間搬入計画、年間搬入計画 ●受付・搬入管理マニュアル ●用役、予備品、消耗品、各種物品の調達計画 ●月間運転計画、年間運転計画 ●運転管理マニュアル ●年間埋立・散水計画 ●埋立管理マニュアル ●月間運搬業務計画、年間運搬業務計画 ●運搬業務マニュアル 等を含む
<p>③維持管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●点検・検査実施計画 ●補修実施計画 ●設備更新実施計画 ●清掃計画書 ●維持管理マニュアル ●長寿命化総合計画 等を含む
<p>④測定管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●測定管理マニュアル 等を含む
<p>⑤安全衛生管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全作業マニュアル ●作業環境管理計画 等を含む
<p>⑥防災管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急対応マニュアル 等を含む
<p>⑦関連業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●植栽管理計画 ●施設警備防犯要領・体制 ●見学者説明要領書 ●住民対応要領・体制 ●防火管理要領・体制 等を含む
<p>⑧情報管理業務実施計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運転管理報告書 ●点検・検査結果報告書 ●補修結果報告書、更新結果報告書 ●測定管理報告書 ●作業環境管理報告書 ●防災管理報告書 ●清掃実施結果報告書 ●月間業務完了報告書 ●事業継続計画 ●貸与品管理台帳 ●施設情報管理報告書 ●日報・月報・年報様式 等を含む

第4節 事業条件

1. 事業条件

本件施設の運営・維持管理業務は、次の資料等に基づいて行うものとする。

- 1) 入札説明書
- 2) 事業契約書
- 3) 本要求水準書
- 4) 事業提案書
- 5) 各種質問回答書
- 6) その他組合の指示するもの

2. 提案書の変更

事業者が作成した提案書の記載事項について、事業期間中に本要求水準書を満足しない個所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させるための変更を行うこと。

3. 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任と負担において補足・完備すること。

2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すもので、事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営・維持管理をするために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任と負担において補足・完備すること。

4. 契約金額の変更

上記「2. 提案書の変更」及び「3. 要求水準書記載事項」の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5. 環境管理基準値を超過した場合の対応

1) 地下水等検査項目に係る水質基準値の超過

地下水等検査項目について一年に一回、また電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上計測した結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が認められた場合には、組合に報告し、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置について組合と協議すること。

6. 運営・維持管理業務の引き継ぎ

事業者は、本事業の引き継ぎに際して、次の事項を実施すること。

- 1) 事業者は、本件施設の管理運営に関して必要な業務の引き継ぎを運営準備期間中に、組合及び組合が指定する者より受けること。
- 2) 業務の引き継ぎに際しては、引き継ぎに関する体制等を記載した業務引継計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 上記の引き継ぎに係る費用は、事業者の負担とする。

7. 本業務期間終了時の引渡し条件

事業者は、事業終了時において、次の条件を満たしたうえで、本件施設を組合に引き渡すこと。また、同条件を満たすことを前提とした引渡し条件書を作成し、組合の承諾を得ること。

- 1) 本件施設に係る事業期間中の運転データ、用役データ、公害防止に係る各種データ、精密機能調査結果及び施設建設当初に実施した性能検査等を照らし合わせ、事業終了時の本件施設の性能が事業開始時と同等程度と認められること。
- 2) 本件施設に係る設備等に大きな損傷が無く良好な状態であること。ただし、継続使用に支障の無い程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年劣化によるものも含む）を除くものとする。
- 3) 事業期間終了後に組合が本要求水準書に記載の業務を同じ水準で行う場合において、本件施設を継続して使用することに支障のない状態とすること。
- 4) 組合が要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の引き継ぎを行うこと。引き継ぎ項目には、本件施設の取扱説明書（事業期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）及び、事業者が提案した本事業の仕様書及び契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- 5) 事業終了時における引渡時の詳細条件は、組合と事業者の協議によること。なお、協議は、運営開始8年目から実施することを予定している。

第2章 運営管理体制

第1節 組織計画

- 1) 事業者は、自らの提案に基づき、本事業にかかる適切な組織構成を計画すること。
- 2) 事業者は、本件施設の運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務、関連業務及び情報管理業務等適切な組織構成を計画すること。

第2節 業務実施体制

- 1) 事業者は、本事業を適切に実施するために、各業務（運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務）に係る運営管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した運営管理体制について組合に報告し、承諾を得ること。
- 3) 事業者は、運営管理体制を変更した場合は速やかに組合に報告し、承諾を得ること。

第3節 有資格者の配置

- 1) 事業者は、総括責任者として廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）の資格を有する者を配置すること。
- 2) 事業者は、運営業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。

表 2-1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類
廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種）
危険物取扱責任者（乙種第4類）
電気主任技術者（第3種）
総括安全衛生管理者
公害防止管理者
毒物劇物取扱責任者
フォークリフト運転技能講習修了者
車両系建設機械運転技能講習修了者

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第4節 総括責任者の職務

- 1) 総括責任者は、委託契約書、その他関係書類の業務及び内容を十分に理解したうえで職務を遂行するとともに、他の業務従事者の指揮、管理監督、教育並びに事故防止に努めること。
- 2) 総括責任者は、毎月の運転管理計画書及び業務報告書を作成し、組合に提出・報告する責務を負うこと。
- 3) 総括責任者は、委託業務に係る打ち合わせ協議の内容に関する議事録を作成し、組合に提出すること。

第5節 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

第3章 運転管理業務

第1節 本件施設の運転管理

事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、本件施設の各設備を適切に運転し、要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理するとともに安定的かつ経済的な運転に努めること。

第2節 受付・搬入管理業務

1. 本件施設の受付・搬入管理

事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、適切な受付・搬入管理業務を行うこと。

2. 受付・搬入管理

- 1) 事業者は、表 3-1 の時間について、受付・搬入管理業務を行うこと。
- 2) 土日祝祭日、年末年始等であっても、新環境工場（ごみ処理施設）から焼却灰及び飛灰処理物を運搬する必要がある場合、また再資源化工場から不燃性破碎残渣及び不燃性資源残渣を運搬する必要がある場合及び組合が事前に指示する場合においては受付・搬入管理業務を行うこと。なお、年間数日程度を予定している。
- 3) 受付時間は、事業期間内に変更される可能性がある。

表 3-1 受付時間

項目	内容
受付日	月曜日～金曜日
受付時間	8：30～12：00、13：00～17：00

- 4) 事業者は、本件施設に出入りする車両（廃棄物・薬剤等副資材・副生成物（塩）等の搬入・搬出車両）を埋立地及び浸出水処理施設において確認し、その記録を管理すること。
- 5) 事業者は、安全に廃棄物の搬入が行われるように、施設周辺において適切な誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置すること。
- 6) 事業者は、廃棄物の積降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- 7) 事業者は、新最終処分場に搬入する埋立廃棄物について、遮水シート、保護マット、ガス抜き管等の埋立地構造物を破損する恐れのある埋立不適物の混入を防止すること。
- 8) 事業者は、埋立廃棄物に埋立不適物が混入されていないことを確認したうえで、埋立作業を行うこと。
- 9) 事業者は、埋立廃棄物の中から埋立不適物を発見した場合、組合に報告するとともに、埋立廃棄物の取扱いについて組合と協議すること。
- 10) 事業者は、受付・搬入管理業務において、原則として自らの責において対応のうえ、違反事例等を組合に報告すること。ただし、必要に応じ搬入者への指導にあたっては、組合の

指示・協力を仰ぎ、連携して対応することができる。

3. 受付・搬入管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、受付・搬入管理業務に関して、手順、方法について基準化した受付・搬入管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、受付・搬入管理マニュアルに基づいた受付・搬入管理を実施すること。
- 3) 事業者は、策定した受付・搬入管理マニュアルについて、管理状況にあわせ随時改善すること。

4. 受付・搬入管理計画の作成

- 1) 事業者は、年間搬入計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間搬入計画に基づき、月間搬入計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した年間搬入計画及び月間搬入計画に変更が生じる場合、速やかに組合に報告すること。

第3節 運転管理業務（埋立地・浸出水処理施設）

1. 維持管理計画の作成

事業者は、一般廃棄物処理施設設置届出書における一般廃棄物最終処分場維持管理計画を参考に、埋立地及び浸出水処理施設等の維持管理方法について、具体的な維持管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

第4節 運転管理業務（埋立地）

1. 運転管理業務（埋立地）

事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、維持管理計画書を参考に、埋立地の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切に処理するとともに安定的かつ経済的な埋立に努めること。

2. 埋立条件

事業者は、次に示す埋立条件に基づき、埋立地を適切に運転管理すること。

1) 計画年間処理量

「第1章 第2節 2.1) 計画年間処理量」参照

2) 年間運転日数

搬入される廃棄物を滞りなく処理することのできる運転日数とする。

3) 作業時間

埋立地の作業は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、翌日の作業に影響を及ぼす場合は、時間の延長をすることができる。

4) 公害防止基準

「第1章 第2節 6. 公害防止基準」参照

5) 用役使用条件

「第1章 第2節 7. 用役使用条件」参照

6) 車両等

埋立等に必要な車両は、事業者が埋立地の埋立作業、維持管理に支障のないものを用意すること。また、用役等の搬入車両については、受入装置の構造等に適合し、埋立地の運営管理に支障のない車両を選定すること。

物件の使用によって生じる燃料、保険、定期検査、補修、消耗品等の一切の費用は事業者が負担すること。

7) 車両動線

- ① 敷地内の車両動線については、組合の指示する動線計画を遵守すること。
- ② 緊急時の動線については、事業者の責任で計画し、必要に応じて組合へ報告すること。

3. 適正処理

- 1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設的环境管理基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。
- 2) 事業者は、ごみの飛散・流出防止、悪臭の発生防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生防止及び景観等環境保全対策を目的に、毎日搬入された廃棄物の埋立作業終了時に即日覆土を行うこと。なお、即日覆土及び壁面保護に使用する覆土材は、組合より支給するため、覆土材置場から運搬し使用すること。
- 3) 事業者は、埋立高さが3mに達した埋立区画に対し、中間覆土50cmを行うこと。なお、中間覆土に使用する覆土材は、組合より支給するため、覆土材置場から運搬し使用すること。
- 4) 事業者は、埋立処分場の減容化に努めた埋立作業を行うこと。
- 5) 事業者は、埋立廃棄物の洗い出し等、安定化を促進に努めた散水作業を行うこと。
- 6) 事業者は、施設の埋立休止時における廃棄物の処理について、本件施設に保管できない場合、事業者の責務において処理先を確保し、費用を負担すること。

4. 適正埋立

事業者は、埋立地における埋立作業が関係法令、環境管理基準等を満たしていることを、事業者自らが実施する検査等（第三者機関による検査及び自主検査）の結果等によって確認すること。

5. 最終処分場残余容量の計測

事業者は、「最終処分場残余容量算定マニュアル」（平成17年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課）に基づいて、最終処分場の埋立容量、残余容

量を年1回以上計測すること。なお、測定時期は毎年度同時期とすること。

6. 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理

- 1) 事業者は、経済性を考慮した用役、予備品、消耗品、各種物品の調達計画を作成し、組合に提出すること。ただし、新最終処分場において既に組合が管理している什器備品については無償で貸与することができる。消火器についてはメーカー規定の使用期限を遵守し、事業者が自らの費用負担と責任において更新するものとする。
- 2) 事業者は、調達計画に基づき用役、予備品、消耗品、各種物品を調達し費用を負担すること。また、調達した用役、予備品、消耗品、各種物品を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- 3) 新最終処分場において既に組合が確保している予備品、消耗品、各種物品について在庫がある場合、必要な場合は無償で使用することができる。ただし、組合が既に確保している予備品、消耗品、各種物品を使用するにあたっては、事業開始時点で組合が確保していたものから順次使用していくこと。
- 4) 新最終処分場にて組合が所有する工具、測定器、器具等のうち、事業実施時に事業者が必要とするものについては無償で貸与する。事業者は貸与された工具、測定器、器具等の一覧表を組合に提出すること。事業期間中の補修・更新については、事業者にて行い、事業終了時に使用に問題のない状態で組合に返却すること。
- 5) 組合が確保している消耗品及び予備品を添付資料5「消耗品及び予備品リスト」に示す。

7. 埋立管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、埋立地の埋立作業及び散水作業に関して、埋立作業及び散水作業手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した埋立管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、埋立管理マニュアルに基づいて埋立作業及び散水作業を実施すること。
- 3) 事業者は、組合の承諾を得て、施設の埋立状況にあわせ、埋立管理マニュアルを随時改善すること。

8. 埋立・散水計画の作成

- 1) 事業者は、組合と協議のうえ、計画処理量に基づく埋立地の点検、補修及び埋立の進捗に応じた散水等を考慮した年間埋立・散水計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、作成した年間運転計画に変更が生じる場合、速やかに組合に報告すること。

第5節 運転管理業務（浸出水処理施設）

1. 浸出水処理施設の運転

- 1) 事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、維持管理計画書を参考に、浸出水処理施設を適切に運転し、要求性能を発揮し、埋立地より導水される浸出水を適切に処理するこ

と。

- 2) 処理水は適切に処理し、循環水として散水利用すると共に、安定的かつ経済的運転に努めること。

2. 運転条件

事業者は、次に示す運転条件に基づき、浸出水処理施設を適切に運転管理すること。

1) 運転時間

浸出水処理施設に係る運転時間は以下とする。

浸出水処理設備	24 時間/日、7 日/週（自動運転）
汚泥処理設備	5 日/週、5 時間/日
濃縮塩水処理設備	5 日/週、20 時間/日
散水設備	7 日/週、2 時間/日（自動運転）（ポンプ能力 0.51m ³ /分）

2) 計画流入水質及び計画処理水質

「第 1 章 第 2 節 3. 計画流入水質及び計画処理水質」参照

3) 汚泥発生量

「第 1 章 第 2 節 2.4) 汚泥発生量」参照

4) 副生成物（塩）発生量

「第 1 章 第 2 節 2.5) 副生成物（塩）発生量」参照

5) 公害防止基準

「第 1 章 第 2 節 6. 公害防止基準」参照

6) 用役使用条件

「第 1 章 第 2 節 7. 用役使用条件」参照

7) 車両等

運転管理等に必要な車両は、事業者が施設の運転管理、維持管理に支障のないものを用意すること。また、用役等の搬入車両については、受入装置の構造等に適合し、施設の運営管理に支障のない車両を選定すること。

物件の使用によって生じる燃料、保険、定期検査、補修、消耗品等の一切の費用は事業者が負担すること。

【組合所有車両】

名称：0.7 t フォークリフト

※想定運搬物：塩（フレコン 500kg 25kg 小袋）

8) 車両動線

「第 3 章 第 4 節 7. 車両動線」に準ずる。

3. 適正処理

- 1) 事業者は、埋立地より導水された浸出水を、関係法令、施設の環境管理基準等を遵守し、

適切に処理すること。

- 2) 事業者は、浸出水処理施設の運転休止時における浸出水の処理について、浸出水処理施設に貯留できない場合、事業者の責務において処理先を確保し、費用を負担すること。

4. 適正運転

事業者は、浸出水処理施設の運転が関係法令、環境管理基準等を満たしていることを、事業者自らが実施する検査等（第三者機関による検査及び自主検査）の結果等によって確認すること。

5. 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理

「第3章 第4節 6.用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理」に準ずる。

6. 運転管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、運転管理マニュアルに基づいて運転を実施すること。
- 3) 事業者は、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善すること。

7. 運転計画の作成

- 1) 事業者は、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、速やかに組合に報告すること。

8. 汚泥の搬出

事業者は、浸出水処理施設より発生する汚泥を脱水処理後、新環境工場（ごみ処理施設）の適切な運転に影響のない範囲において、新環境工場（ごみ処理施設）へ運搬すること。なお、槽内清掃時に発生する清掃汚泥については、埋立地へ運搬すること。また、発生する汚泥の量について管理すること。

9. 副生成物（塩）の処理

事業者は、浸出水処理施設・脱塩設備より発生する乾燥塩について、「(株)熊本蛋白ミール公社」又はその他受入先の示す受入基準を満たすことを確認し、組合が指定する条件で組合に引き渡すこと。

第6節 焼却灰及び飛灰処理物運搬業務

1. 焼却灰等運搬業務

- 1) 事業者は、新環境工場（ごみ処理施設）から発生した焼却灰及び飛灰処理物（以下「焼却灰等」という。）を、適正かつ安全に新最終処分場と楽善埋立処分場まで運搬すること。なお、令和4年度から令和12年度までは楽善埋立処分場と新最終処分場へ概ね同量となるよう運搬し、令和13年度においては全量を新最終処分場に運搬することを基本とするが、運営期間中の搬入状況に応じて両施設への搬入量割合を変更する可能性があるため、その場合には組合の指示に基づいて柔軟に対応すること。
- 2) 事業者は、焼却灰等の運搬に当たっては、関係法令を遵守し、確実かつ安全に行うこと。
- 3) 事業者は、本件施設の運営に支障がなく、関係法令を遵守した車両及び人員を配置すること。
- 4) 運搬に際しては、他の廃棄物運搬車両や一般車両の通行を阻害しないよう十分に注意すること。
- 5) 土日祝祭日、年末年始等であっても、新環境工場（ごみ処理施設）から焼却灰等を搬出する必要がある場合においては運搬業務を行うこと。
- 6) 焼却灰等の積込及び荷降ろしに際しては、新環境工場（ごみ処理施設）運営事業者（以下「ごみ処理施設運営事業者」という。）と十分に連携を図り、焼却灰等の搬出・搬入により新環境工場（ごみ処理施設）の運営に影響が出ないようにすること。
- 7) 焼却灰等の運搬にあたり、通行ルート周辺住民に迷惑を及ぼさず、また苦情が発生しないよう十分注意すること。万一苦情等が発生した場合は直ちに組合に報告し、事業者の責任において必要な措置を講ずること。

2. 実施事項

- 1) 焼却灰の積み込み作業は、焼却灰ピットより、焼却灰を灰クレーンにて運搬車に積み込むこと。積み込みには新環境工場（ごみ処理施設）の灰クレーンを使用し、ごみ処理施設運営事業者の有資格者がクレーン操作にて積み込むものとし、事業者の職員はごみ処理施設運営事業者と協力して、積み込み作業を遂行すること。
- 2) 飛灰処理物の積み込み作業は、飛灰処理物バンカより運搬車に積み込むこと。積み込みは、ごみ処理施設運営事業者の職員の操作にて積み込むものとし、事業者の職員はごみ処理施設運営事業者と協力して、積み込み作業を遂行すること。
- 3) 積み込み完了後は、ごみ処理施設運営事業者立会いのもと、積み込み量を確認すること。
- 4) 積み込み量は、新環境工場（ごみ処理施設）のトラックスケールで計量を行うこと。
- 5) 事業者は、計量の際発行される計量伝票を、1枚保管すること。

3. 焼却灰搬出計画（参考）

1) 焼却灰発生量（低質ごみ時）

$$400 \text{ kg/h} \times 24 \text{ h/d} \times 2 \text{ 炉} \div 1,000 \text{ t/kg} = 19.2 \text{ t/d} \quad (2 \text{ 炉合計})$$

2) 運転時間

① 週7日のうち5日間で搬出

② 10 t 車：月曜日・水曜日・金曜日 3回/日、火曜日・木曜日 4回/日

4. 飛灰処理物搬出計画（参考）

1) 飛灰処理物発生量（高質ごみ時）

$$233 \text{ kg/h} \times 24 \text{ h/d} \div 1,000 \text{ t/kg} = 5.592 \text{ t/d} \quad (2 \text{ 炉合計})$$

2) 運転時間

① 週7日のうち5日間で搬出

② 10 t 車：月曜日・金曜日 2回/日、水曜日 1回/日

5. 運搬業務マニュアルの作成

- 1) 事業者は、運搬業務に関して、手順、方法について基準化した運搬業務マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、マニュアルに基づいた運搬を実施すること。
- 3) 事業者は、策定した運搬業務マニュアルについて、業務状況にあわせ随時改善すること。

6. 運搬業務計画の作成

- 1) 事業者は、年間運搬業務計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間運搬業務計画に基づき、月間運搬業務計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した年間運搬業務計画及び月間運搬業務計画に変更が生じる場合、速やかに組合に報告すること。

7. 新環境工場（ごみ処理施設）灰出し設備に係る情報

参考として、新環境工場（ごみ処理施設）の灰出し設備に係る情報を次に示す。なお、新環境工場（ごみ処理施設）における搬出車両の最大仕様は、10 tトラックを想定している。

1) 焼却灰ピット

① 数量：1基

② 容量：75 m³（3日分）

2) 灰クレーン

① 形式：天井走行クレーン

② 基数：1基

- ③ 吊上荷重：4.8 t
- ④ 定格荷重：2.4 t
- ⑤ バケツ形式：油圧開閉式クラムシェル形
- ⑥ バケツつかみ量：1.6 m³
- ⑦ 寸法：幅 1,320 mm、閉じ長さ 2,640 mm、開き長さ 3,020 mm、閉じ高さ 3,680 mm
- ⑧ 特記事項：トラック（10 t）に対して 20 分程度で積込みを終えることのできる能力を有する。

3) 飛灰処理物貯留・搬出設備

- ① 形式：バンカ方式
- ② 数量：1 基
- ③ 容量：20m³（3 日分）
- ④ 寸法：幅 2.0m×奥行 3.0m×高さ 4.5m

第4章 維持管理業務

第1節 本件施設の維持管理業務

事業者は、事業実施計画書に基づき設備及び建物等を適切に管理し、事業開始時点で本件施設が発揮している要求性能を事業期間にわたり維持すること。

第2節 点検・検査、補修及び設備更新計画

1. 点検・検査、補修及び設備更新の考え方

維持管理業務に含まれる点検・検査、補修・設備更新とは、事業者が本件施設の要求性能を維持するために必要な設備一式（プラント設備、土木・建築設備を含む）の点検・検査、補修・更新である。

2. 計画の策定方法

- 1) 事業者は、事業期間中の点検・検査、補修及び設備更新の実施項目、時期についての点検・検査実施計画、補修実施計画及び設備更新実施計画を策定し、組合の承諾を得ること。
- 2) 点検・検査実施計画、補修実施計画及び設備更新実施計画は、点検・検査、補修及び設備更新の結果に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。

第3節 点検・検査実施計画の作成

- 1) 事業者は、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査実施計画（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を策定すること。
- 2) 点検・検査実施計画については、日常点検・定期点検（表 4-1 参照）、法定点検・検査（表 4-2 参照）等の内容を含めること。
- 3) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。

表 4-1 処理施設の点検（参考）

項目	概要	作業内容
日常点検	給油・点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	巡回点検により給油・点検・清掃作業・部品交換・調整
定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検を行い、故障を未然に防止する。	日常点検の結果を反映

表 4-2 法定点検項目（参考）

No.	項 目	法令・通知等	備 考	記録の 保存
1	受配電設備	・電気事業法 ・電気設備技術基準	組合保安規定	
2	消防用設備	・消防法 ・同法施行規則	外観点検 3 か月に 1 回以上 機能点検 6 か月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上	
3	危険物の貯蔵所	・消防法	定期	
4	その他必要な項目	・関係法令	関係法令の規定	

第 4 節 点検・検査の実施

- 1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査実施計画に基づいて実施すること。
- 2) 日常点検で異常が発見された場合や故障が発生した場合等は、事業者は、臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管とする。
- 4) 事業者は、点検・検査実施後速やかに点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。

第 5 節 補修実施計画の作成

事業者は、点検、検査により設備の耐久度と消耗状況を把握したうえで、補修実施計画（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、組合の承諾を得ること。

第 6 節 補修の実施

- 1) 事業者は、補修実施計画に基づき、本件施設の要求性能を維持するために補修を行うこと。
- 2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各設備の補修に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は事業期間が終了するまで保管すること。
- 4) 事業者が行うべき補修の範囲は、次のとおりとする。なお、土木・建築設備について、事業期間内で補修が想定される設備は添付資料 6「土木・建築設備に係る補修リスト（参考）」のとおりである。
 - ① 点検・検査結果に基づき、設備の要求性能を維持するための部品取替、調整
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整
 - ③ 再発防止のための修理、調整
- 5) 施設の設計、施工に起因する故障、災害等の不可抗力による損傷が発生した場合、事業者は臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告すること。なお、不可抗力により必要となる補修は、組合の負担とする。

- 6) 事業者は、補修に要する部品・材料（特定部品含む）について、事業者の責任において調達し、費用を負担すること。
- 7) 補修を実施したことにより発生する廃材等については、事業者の責任において処理すること。
- 8) 事業者は、補修実施後速やかに補修結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

表 4-3 補修の範囲

作業区分		概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。	●部分的な分解、点検・検査 ●給油・調整・部分取替 ●精度検査 等
		性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→精度チェック
		設備の更新により施設の性能を維持する。	設備の耐用度・消耗状況に応じた設備の更新・取替 ²⁾
	予防修理	異常の初期段階に、不具合個所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合個所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。
通常事後保全（事後修理）		経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

1) 表中の業務は、プラント設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

2) 不可抗力及び法令改正等による大規模なものは、事業者による設備更新の対象から除く。

第7節 設備更新実施計画の作成

事業者は、点検、検査により設備の耐久度と損耗状況を把握したうえで、設備更新実施計画（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、組合の承諾を得ること。

第8節 設備更新の実施

- 1) 事業者は、設備更新実施計画に基づき、事業期間内における本件施設の要求性能を維持するために、更新計画の対象となる設備について、設備の耐久度・損耗状況により、事業者の費用と責任において、設備の更新を行うこと。
- 2) 設備更新に際しては、設備更新工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- 3) 法令改正に伴い必要となる設備更新は、本事業に直接関係する法令変更の場合は組合が負担する。
- 4) 事業者は、設備更新に要する部品・材料（特定部品を含む）について、事業者の責任において調達し、費用を負担すること。
- 5) 設備更新工事を実施したことにより発生する廃材等については、事業者の責任において処理すること。

- 6) 事業者は、設備更新実施後速やかに設備更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- 7) 施設の設計、施工に起因する故障、災害等の不可抗力による損傷が発生した場合、事業者は臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告すること。なお、不可抗力により必要となる設備更新は、組合の負担とする。

第9節 建築物の保全

- 1) 事業者は、建築設備を除く本件施設の建築物について建築士又はそれと同等以上の資格を有する者による点検を定期的に行い、組合に報告すること。特に、見学者等第三者が立ち入る個所については、適切に点検等を行うこと。建築設備を除く本件施設の建築物については、組合が自ら修理・交換を行う。
- 2) 施設の設計、施工に起因する故障、災害等の不可抗力による損傷が発生した場合、事業者は臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告すること。なお、不可抗力により必要となる補修は、組合の負担とする。

第10節 改良保全

事業者は、本件施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、改良保全の提案が行われた場合、改良保全の可否、内容及び条件について組合と協議する。なお、事業者は、本件施設の改良保全に関する計画を提案する際には、当該改良保全が本件施設に及ぼす影響について検討を行ったうえで、提案を行うものとする。

第11節 清掃

事業者は、本件施設の清掃計画書を作成し組合の承諾を得ること。事業者は、この清掃計画書に従って施設内を清掃し、常に清潔に保つこと。特に、見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

- 1) 事業者は、清掃業務に必要なかつ適正な人員を配置して業務を行い、施設的美観や衛生・清潔さを保つように、清掃作業を実施すること。
- 2) 日常清掃の実施時間帯については、あらかじめ組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 定期清掃は組合と協議のうえ、運転業務に支障がない時間帯に行うこと。なお、作業内容及び回数は下記を参考とすること。

①定期清掃

○床（タイル）洗浄、ワックス塗布

a 浸出水処理施設事務室及び見学者ルート 約 200m²×4 回＝約 800m²

b 最終処分場見学者ブース 約 80m²×4 回＝約 320m²

○ガラス清掃

a 浸出水処理施設事務室及び見学者ルート 約 80m²×2（両面）×4 回＝約 640m²

b 最終処分場見学者ブース 約 60m²×2（両面）×4 回＝約 480m²

c 最終処分場点検歩廊 約 330m²×1 (内側) ×4 回+約 330m² (外側) =約 1,650m²

- 4) 屋外施設は、適宜拾い掃きを行うこと。搬入・搬出車両から荷こぼれしたもの（特に、釘やねじ等の金属片やガラス片等のパンクの原因となるもの。）、処理に伴い屋外に飛散したごみ、荒天後の落ち葉等の除去については、注意して清掃を行うこと。
- 5) 屋外排水口が周辺の土砂、落葉等で詰まらないよう除去するなど、排水の流れを良好に保つように努めること。

第12節 維持管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、事業期間にわたり本件施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、維持管理マニュアルに基づいて本件施設の維持管理業務を実施すること。
- 3) 事業者は、必要に応じて、維持管理マニュアルを随時改善すること。

第13節 精密機能調査

- 1) 事業者は、自らの費用負担により本件施設（関連施設を除く。）の設備の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査に準じた調査を実施すること。また、1年に1回以上の頻度で機能検査に準じた調査を実施すること。
- 2) 事業者は、精密機能調査及び機能調査（以下「精密機能調査等」という。）の終了後、遅延なく、報告書を組合に提出すること。
- 3) 事業者は、精密機能調査等の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本事業終了後、組合に無償で譲渡すること。
- 4) 事業者は、精密機能調査等の結果を踏まえ、本件施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第14節 長寿命化総合計画の作成及び実施

- 1) 事業者は、事業期間を通じた長寿命化総合計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業期間を通じた長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、設備更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、長寿命化総合計画に基づき、本件施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。
- 4) 事業期間終了時に、それまでの補修及び維持管理実績を考慮し見直した長寿命化総合計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を組合へ報告すること。

第5章 測定管理業務

第1節 本件施設の測定管理業務

事業者は、本件施設の要求性能を発揮し、関係法令、環境管理基準等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 環境管理基準

- 1) 事業者は、公害防止基準、関係法令、公害防止協定等を遵守した環境管理基準を定めること。
- 2) 事業者は、運営・維持管理にあたり、環境管理基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

第3節 測定管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、事業実施計画書に基づき、事業期間中、環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・測定箇所数・頻度・時期等を定めた測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。なお、事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定するものとし、改定にあたっては組合の承諾を得ること。
- 2) 環境測定の測定項目及び測定箇所数は、表 5-1 に示す内容と同等以上とすること。なお、測定位置及び測定項目等の詳細は、添付資料 7「測定位置及び測定項目等の詳細」に示しておりである。
- 3) 事業者は環境測定を実施する際は、原則組合立会いのもと行うものとする。
- 4) 事業者は、測定管理マニュアルに基づいて必要な計測・分析を行い、環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- 5) 事業者は、環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。

表 5-1 測定項目及び測定箇所数

測定項目	測定箇所数
悪臭	3箇所
騒音	3箇所
振動	3箇所
水質（循環水）	1箇所
水質（周縁地下水）	2箇所
水質（地下水ピット）	1箇所
水質（原水）	1箇所
発生ガス（埋立地）	1箇所

第6章 安全衛生管理業務

第1節 安全衛生の確保

事業者は、事業実施計画書に基づき、本件施設における労働災害の防止と衛生の確保、及び作業員の健康管理を適切に進め、次の目的を達成するため法令に定められた管理を実施すること。

- 1) 労働災害防止のための危害防止基準を確立すること。
- 2) 責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を推進することによって、事業上における労働者の安全と健康を確保すること。
- 3) 快適な職場環境の形成を促進すること。

第2節 作業環境管理基準

- 1) 事業者は、本件施設の運営において、労働安全衛生法等関係法令を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- 2) 事業者は、運営管理にあたり、作業環境管理基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

第3節 作業環境管理計画の作成

- 1) 事業者は、運営期間中の作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- 3) 事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。

第4節 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。また、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- 3) 事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 4) 事業者は、本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を作成し、組合の承諾を得ること。また、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 5) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 6) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、本件施設の改善を提案すること。
- 7) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 8) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。

- 9) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。
- 10) 上記各号に係る法令等の改廃、変更により労働安全衛生・作業環境管理に要する費用の増加がある場合は、事業者が費用を負担すること。

第7章 防災管理業務

第1節 本件施設の防災管理業務

事業者は、本件施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。

第2節 二次災害の防止

事業者は、事業実施計画書に基づき、本件施設全体の防災に努め、災害、設備の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。

なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。

第4節 自主防災組織の整備

事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、従事者の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、及び組合等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練を行うこと。また、訓練の開催については、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。

第6節 事故報告書の作成

事業者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第8章 関連業務

第1節 本件施設の関連業務

事業者は、事業実施計画書に基づき、自ら提案する仕様、関係法令を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

- 1) 事業者は、本件施設敷地内及び敷地周辺の植栽管理（剪定・刈込、除草、薬剤散布等）と景観維持に努めること。
- 2) 事業者は、植栽管理計画を作成し組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、この植栽管理計画に従って、作業を実施すること。なお、植栽管理の範囲については、添付資料1「新最終処分場用地境界」の赤枠の範囲とする。

第3節 施設警備・防犯

- 1) 事業者は、場内の警備体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- 3) 事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- 4) 特に下記の対象施設においては、自らの費用負担と責任において下記の要件を満足させる機械警備を行わなければならない。
 - ① 機械警備対象施設
 - ア 所在地：熊本県合志市幾久富地区
 - イ 対象：浸出水処理施設及び新最終処分場見学者ブース
 - ② 任務
 - ア 火災・盗難及び破壊行為の拡大防止
 - イ 事故確知後における関係先への通報・連絡
 - ウ 警備実施事項の報告
 - ③ 機械警備基準時間
 - ア 平日：17:15～翌8:30
 - イ 土曜日：8:30～翌8:30
 - ウ 休日：8:30～翌8:30
 - エ 年末年始：8:30～翌8:30

第4節 見学者対応

- 1) 見学者の受付及び説明は、原則として事業者が行うこととし、施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。ただし、行政視察については組合が対応するので、事業者は組合に協力すること。

- 2) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、住民、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- 3) 見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 4) 見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細については組合と協議し、決定すること。
- 5) 事業者は、本件施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

第5節 周辺住民対応

- 1) 事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- 3) 事業者は、本件施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議の上対応すること。
- 4) 事業者は、住民対応要領・体制を整備すること。

第6節 防火管理

- 1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理要領・体制を整備すること。なお、関係機関との協議により、事業者において防火管理者を設置することとなった場合はこれに応ずること。
- 2) 事業者は、整備した防火管理要領・体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- 3) 防火管理は、組合の使用区画についても対象範囲とすること。
- 4) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、組合と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- 5) 事業者は、消防用設備等点検結果の報告を含め、必要な報告等を組合へ提出すること。
- 6) 同一敷地内の本件施設以外の火災時は、事業者は協力して初期消火作業及び消防署への連絡を行うこと。

第9章 情報管理業務

第1節 本件施設の情報管理業務

事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、関係法令等を遵守した適切な情報管理業務を行うこと。

第2節 運転管理報告

- 1) 事業者は、本件施設の廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、埋立廃棄物の種類、量、埋立場所、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 運転管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第3節 点検・検査報告

- 1) 事業者は、点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 点検・検査に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第4節 補修・更新報告

- 1) 事業者は、補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 補修、更新に関するデータを事業期間内保管すること。

第5節 測定管理報告

- 1) 事業者は、測定管理計画に基づき測定した測定管理状況を記載した新最終処分場に係る測定管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第6節 作業環境管理報告

- 1) 事業者は、作業環境管理計画に基づき計測した作業環境管理状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

こと。

第7節 防災管理報告

- 1) 事業者は、緊急対応マニュアルに基づき実施した防災管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 防災管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第8節 清掃管理報告

- 1) 事業者は、清掃計画に基づき実施した清掃管理報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 報告書の提出詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 清掃管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第9節 業務完了報告

- 1) 事業者は、上記第2節から第8節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- 3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、組合と協議の上決定すること。

第10節 事業継続計画

- 1) 事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（Business continuity planning：BCP）を策定すること。
- 2) 災害、疫病、システム障害などの緊急事態別に具体的な対応方法、事業継続可否の判断指標を設けること。

第11節 貸与品管理

事業者は、本業務を履行するにあたり必要な図書等その他組合が事業者へ貸与したものについて、貸与品管理台帳を作成し保管状況を常に把握しておかなければならない。また、貸与品に事業者の故意又は過失による棄損、紛失等があった場合は、弁償すること。

第12節 施設情報管理報告書

- 1) 事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 事業者は、補修、設備更新、改良保全等により、本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議のうえ、決定

すること。

第13節 その他管理記録報告

- 1) 事業者は、本件施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目については、組合と別途協議のうえ、決定すること。
- 3) 組合が要望する管理記録について、法令等で定める年数又は組合と協議による年数保管すること。